

○遊休農地の発生防止及び解消活動

(奈良県・下北山村農業委員会)

担い手への
農地利用の
集積・集約化

遊休農地の
発生防止・
解消

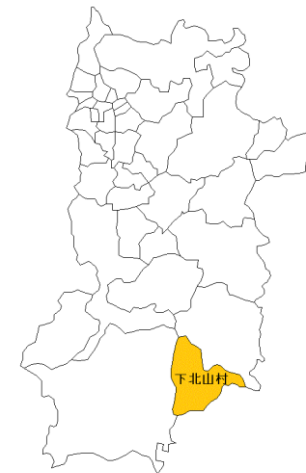
新規参入の
促進

その他(農業
委員会の体
制強化等)

【農業委員会の体制】(平成29年7月20日移行)

○新体制:農業委員11人

○旧体制:農業委員11人



1 地区の特徴・状況、課題

○ 奈良県南部の三重県及び和歌山県に隣接する村。村土の90%以上を森林が占めており、平地は池郷川及び西の川等、河川の流域に存在する。世界遺産の「紀伊山地の霊場と参詣道」に含まれる大峯奥駈道が縦走り、村内の大部分が吉野熊野国立公園に指定されている。

○ 農地面積は45.8ha(うち田12.9ha、畑32.9ha)であり、農地は急峻な地形に存在しており、日照時間も少ないため生産性は低い。担い手においては、急速に高齢化が進んでおり、遊休農地は増加傾向にある。

2 課題解決に向けた活動(農地利用の最適化の推進の取組と工夫)

○ 農地パトロールによる遊休農地及び、遊休農地化の恐れのある農地の把握

遊休農地及び遊休農地化する恐れのある農地を把握し、担い手が希望する場合は農地の斡旋。

○ 遊休農地での特産品「下北春まな」の栽培取組

下北山村には大和の伝統野菜に認定されている「下北春まな」を遊休農地にて栽培する。

現在は、複数の農業委員が試験的に個人で行っている。